

訪問看護 重要事項説明書 (医療)

〈令和 年 月 日現在〉

1. 当訪問看護事業所を開設する法人の概要

名称・法人種別	医療法人せいふう会
代表者役職・氏名	理事長 植松 正保
所在地	〒666-0236 兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳 3 番地
電話番号	072-766-0030

2. サービス提供を実施する事業所について

(1) 当事業所の所在地および相談窓口等

事業所名	医療法人せいふう会 訪問看護ステーションゆりかご
所在地	〒611-0033 京都府宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1
相談窓口担当	入口 富美子
電話番号	0774-48-2112 (月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) * ご不明な点は遠慮なく質問をしてください。
通常の事業実施地域	宇治市、城陽市、久御山町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

*指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として以下を配置しています。

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	所属職員の指導監督・管理
従事者	看護師	2名以上	名	2名以上	訪問看護等の提供
	准看護師	名	名	名	
	理学療法士等	相当数	1名	相当数	

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3. サービス内容

- ・ 病状 障害の観察
- ・ 清拭 洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ 褥瘡の予防 処置
- ・ リハビリテーション
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 相談援助、連絡調整
- ・ カテーテル ストーマ 在宅酸素療法 在宅人工呼吸器等の管理
- ・ ターミナルケア 等

* 訪問看護は、主治医師が交付する「訪問看護指示書」「精神科訪問看護指示書」に基づき実施します。

4. 介護保険との関係

介護保険（要介護・要支援）の認定を受けておられる方は、介護保険での訪問看護サービスが優先です。

ただし、厚生労働大臣の定める疾患・状態の方、精神科訪問看護指示書が交付された方、特別訪問看護指示書・精神科特別訪問看護指示書が交付された方は医療保険の訪問看護対象者となります。

5. 利用料金

(1) 訪問看護サービスの利用料

(単位：円/回)

項目				利用料	利用者負担額 (1割の場合)		
基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	週3日目まで	5550円	560円		
			週4日目以降	6550円	660円		
		理学・作業療法士、言語聴覚士		5550円	560円		
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） ※ 同一建物に居住する者	同一日2人	看護師	週3日目まで	5550円	560円	
				週4日目以降	6550円	660円	
			理学・作業療法士、言語聴覚士		5550円	560円	
		同一日3人以上	看護師	週3日目まで	2780円	280円	
週4日目以降	3280円			330円			
	理学・作業療法士、言語聴覚士		2780円	280円			
	訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※	外泊中		8500円	850円		
精神科訪問看護	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	30分未満	週3日目まで	4250円	430円	
			30分以上	週3日目まで	5550円	560円	
			30分未満	週4日目以降	5100円	510円	
			30分以上	週4日目以降	6550円	660円	
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※ 同一建物に居住する者	同一日2人	看護師	30分未満	週3日目まで	4250円	430円
				30分以上	週3日目まで	5550円	560円
				30分未満	週4日目以降	5100円	510円
				30分以上	週4日目以降	6550円	660円
		同一日3人以上	看護師	30分未満	週3日目まで	2130円	210円
				30分以上	週3日目まで	2780円	280円
				30分未満	週4日目以降	2550円	260円
				30分以上	週4日目以降	3280円	330円
		精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） ※	外泊中		8500円	850円	
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合			7670円	770円		
	月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）			3000円	300円		
精神科訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合			7440円	740円		
	月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）			3000円	300円		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）				780円	80円		
訪問看護情報提供療養費 1				1500円	150円		
訪問看護情報提供療養費 2				1500円	150円		
訪問看護情報提供療養費 3				1500円	150円		
訪問看護ターミナルケア療養費				25000円	2500円		

※ 30分未満の訪問の場合は、精神科訪問看護指示書に「短時間の必要性 あり」と記載されている必要があります。

(2) 同一建物内 3 人以上	3800 円	380 円
看護職員が他の准看護師と同時に訪問（週 1 日を限度）	3400 円	340 円
(1) 同一建物内 1 人又は 2 人		
(2) 同一建物内 3 人以上	3000 円	300 円
看護職員が看護補助者と同時に訪問（厚生労働大臣が定める場合）	2700 円	270 円
1 日 1 回		
(1) 同一建物内 1 人又は 2 人		
(2) 同一建物内 3 人以上	6000 円	600 円
1 日 2 回		
(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	5400 円	540 円
(2) 同一建物内 3 人以上		
1 日 3 回以上		
(1) 同一建物内 1 人又は 2 人	10000 円	1000 円
(2) 同一建物内 3 人以上	9000 円	900 円
看護職員がその他職員と同時に訪問（週 3 日を限度）		
(1) 同一建物内 1 人又は 2 人		
(2) 同一建物内 3 人以上	3000 円	300 円
	2700 円	270 円

* 医療保険の種類等により一部負担割合が異なります。保険が変更となった場合はすみやかにお知らせ下さい。

* 各種医療公費負担などの受給者証をお持ちの方はご提示お願いいたします。

(2) 交通費

通常の事業実施地域の方は無料です。実施地域を超えた地点から、訪問 1 回につき片道 5km 未満の場合は 200 円、片道 5km 以上 10km 未満の場合は 400 円、片道 10km 以上の場合は 5km 毎に 200 円を請求いたします。有料道路等を利用した場合は、実費金額を請求することもあります。

(3) その他

①利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。

②料金のお支払い方法

ひと月分の合計金額を記載した請求書を訪問時にお渡しさせていただきます。請求月の翌月 27 日（休業日の場合は翌営業日）に口座引き落とし致します。引き落としを確認後、請求書と一緒に領収書をお渡しさせていただきます。

③営業日以外の訪問について

営業日以外の訪問看護は、1 回につき 3,000 円（税込）を請求いたします。

④キャンセルについて

キャンセルされる場合は、当日午前 9 時までに、ご連絡下さい。連絡なくキャンセルとなった場合は、キャンセル料として、1 回につき基本料金の 100%を請求いたします。

⑤エンゼル処置料について

エンゼル処置の支払いを受ける場合には、その家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

エンゼル処置料として、16,500 円（税込）を請求いたします。

⑥領収書再発行料について

領収書の紛失等により、利用者から再発行の依頼を受けた場合、領収書再発行料として 110 円（税込）を請求いたします。

6. 当事業所の運営の方針

- (1) ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものといたします。
- (3) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士等間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成すること。また、主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士等が実施した内容も一体的に含みます。
- (4) 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成いたします。
- (5) 計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。

7. 秘密保持及び個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合は、速やかに京都府・市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	病院賠償責任保険
補償の概要	対人・対物保障

10. サービス内容に関する苦情

当事業所相談窓口以外にも、苦情を伝えることができます。

名 称	所在地	電話	F A X
京都府国民健康保険 団 体 連 合 会	京都市下京区烏丸通四条下 る水銀屋町 620 COCON 烏丸	075 (354) 9090	075 (354) 9055
宇 治 市 役 所 介 護 保 険 課	宇治市宇治琵琶 33 番地	(代)0774 (22) 3141	0774 (21) 0406
城 陽 市 役 所 高 齢 介 護 課	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地	(代)0774 (52) 1111	(代) 0774 (56) 3999
久 御 山 町 役 場 民 生 部 福 祉 課	久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	(代)075 (631) 6111 0774 (45) 0001	(代) 075 (632) 1899
当事業所相談窓口 窓 口 責 任 者 入 口 富 美 子	宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1	(代)0774 (48) 2110	(代) 0774 (48) 2130

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

12. 身分証携行義務

サービスを提供する者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時は身分証を提示します。

13. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. その他

(1) 従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施し、また、業務体制を整備します。

(2) 感染対策強化として、事業所は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね1月に1回以上の委員会が催された結果について周知し、感染症の予防およびまん延防止の為に指針を設備し、研修および訓練を定期的実施します。

(3) 業務継続に向けた取り組みの強化として、事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画（BCP）を策定し、また、研修および訓練は共に1年に1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように勤めます。

(4) 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、従業者は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

(5) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、従業者の職業環境が害されることを防止することを目的とした方針を明確化します。利用者や家族等による職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなど下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると判断し、改善がない場合はやむを得ず契約の解除をさせていただきます場合があります。（認知症等の病気や障害のある方による障害のある方による行為も含まれます。）

①身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケース含む）

（例）コップを投げつける等

②精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

（例）大声を発する等

③セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的な

いやがらせ行為

（例）必要もなく手や腕を触る等

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 京都府宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1
事業所名 医療法人せいふう会
訪問看護ステーションゆりかご

理事長氏名 植松 正保 印

説明者氏名 _____

私は本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 (_____)